

防府市医療機関等補助金交付要綱

平成19年2月27日制定

(目的)

第1条 この要綱は、市民の健康保持増進及び市内の医療体制の充実を図ることを目的に、防府医師会、防府歯科医師会及び市内の病院群輪番制病院（以下「医療機関等」という。）が行う保健衛生事業に関し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助金の額及び対象)

第2条 補助の対象となる事業は、次の各号に掲げるものとし、予算の範囲内において補助する。

- (1) 防府医師会が行う市の保健衛生事業への協力及び看護師等養成事業
- (2) 防府歯科医師会が行う市の保健衛生事業への協力及び口腔衛生普及事業
- (3) 市内の病院群輪番制病院が行う二次救急医療
- (4) 医療機関等が実施する山口県医療提供体制推進事業費補助金交付要綱又は山口県医療提供体制施設整備補助金交付要綱（以下「県補助要綱」という。）に該当する事業であって、市長が必要と認めるもの。
- (5) 防府医師会が運営する防府看護専門学校の施設整備事業であって、山口県看護職員確保対策事業費補助金交付要綱に該当しない備品等を整備する事業で、市長が必要と認めるもの。

2 前項各号の補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 前条の規定による補助金の交付を受けようとする医療機関等は、補助金交付申請書に関係書類を添え、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の補助金交付申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付することが適當と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付指令書により当該医療機関等に通知するものとする。

ただし、第2条第1項第4号に該当する補助金であるときは、県補助要綱に規定する補助金の交付の条件を付して当該補助金を交付するものとし、そ

の旨を補助金交付指令書に記載し、当該医療機関等に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第5条 補助金の交付請求は、当該医療機関等が補助金交付請求書を市長に提出して行うものとする。

2 市長は、前項の補助金交付請求書を受理したときは、速やかに当該補助金を交付するものとする。

(実績報告等)

第6条 補助金の交付を受けた医療機関等は、事業完了後、速やかに決算書又は実績報告書を市長に提出しなければならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月25日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象事業名	補助対象事業者	単位	補助金額
市が行う保健衛生事業への協力	防府医師会	1年あたり	3,245,000円以下
	防府歯科医師会	1年あたり	300,000円以下
看護師等養成事業	防府医師会	1クラス1年あたり	660,000円以下
口腔衛生普及事業	防府歯科医師会	1年あたり	47,000円以下
二次救急医療	病院群輪番制病院	1夜間又は1日あたり	73,070円
第1項第4号の事業	医療機関等	1回あたり	県補助要綱の規定による基準額のうち市長が適当と認める金額
第1項第5号の事業	防府医師会	1回あたり	1,000,000円以下